

## 鍼灸整骨院やエステサロン等における 「労働能率の増進に資する設備・機器等」について

今般、「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」を改善事業として、**鍼灸整骨院における低周波治療器やEMS機器、エステサロンにおける美容機器や痩身機器、光脱毛器等**を導入予定機器とする申請が多く寄せられているところです。しかしながら、以下に記載する点について、**客観的かつ合理的な資料による疎明**がなされないことから、導入予定機器が「労働能率の増進に資する設備・機器等」に該当すると判断できない事例が散見されているところです。

そこで、当局におきましては当該機器の審査基準を可能な範囲で明確化し、申請の際の参考としていただきたく、以下のとおり一定の基準を示すこととしました。

なお、以下の基準は他の労働局と調整の上、当局内で検討したものです。

### (1)改善事業「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」について

#### ①改善事業「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」の考え方

「労働能率の増進に資する」とは、「Aという効果を得るため、現在はBという方法を用いることで労働者が直接作業する時間に○分要しているところ、同じAという効果を得るため、導入予定機器Cを用いて作業することで労働者が直接作業する時間が△分に短縮できる（当該効果を「労働能率増進効果」と呼びます。）ということの意味します。

例として、「飲食店における自動食洗機の導入」の場合は、「食器を洗浄するため、現在は労働者が手洗いをしており1日2時間程度要しているが、自動食洗機を用いて作業することで労働者が直接作業する時間は食器の予洗いと自動食洗機への出し入れの1日30分程度に短縮できる。」ことが挙げられます。

**機器が稼働している時間ではなく、あくまで、労働者が直接作業する時間を比較することが必要となり、交付申請においては、事業場の実情に応じて、導入予定機器にこのような労働能率増進効果があることを具体的に疎明していただくこととなります。**

なお、機器増台等による、労働者及び受術者の待ち時間の縮減は、本改善事業における労働能率増進には当たらないことにご留意願います。

#### ②鍼灸整骨院やエステサロン等における導入予定機器の特徴

自動食洗機のように、その使用目的及び使用することで得られる効果とその効果の程度が広く一般に認知されている機器の多くは、申請者による主観的な申立てと機器のカタログ等により労働能率増進効果があると考えられますが、**鍼灸整骨院やエステサロン等における導入予定機器は、新技術による機能が搭載された専門的な機器であることが多く、一般的なカタログのみではその記載内容も曖昧かつ抽象的であることから、事業場の現在の作業方法と比較して労働能率増進効果があると判断することが非常に困難であり、より客観的かつ合理的な疎明が必要となります。**

③労働能率増進効果を判断するために必要な資料

このような事情により、当局では、鍼灸整骨院やエステサロン等における一部の導入予定機器については、支給要領に基づき、申請段階又は申請書受理後に以下の事項ア～ウに係る資料のご提出をお願いしております。

これらの資料が提出され、当局が「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」に該当すると判断できた場合に限り交付決定できるものであることについてご了承ください。

ア 現在行っている施術（イの導入予定機器を用いた施術に対応する部分）によって（ア）得られる効果、（イ）施術の内容、（ウ）施術に要する時間を明らかにするもの。（（イ）（ウ）については、内訳として実際に労働者の作業を要する事項を明らかにするもの）であること。）

イ 導入予定機器を用いた施術によって（ア）得られる効果、（イ）施術の内容、（ウ）施術に要する時間を明らかにするもの。（（イ）（ウ）については、内訳として実際に労働者の作業を要する事項を明らかにするものであること。）

ウ 導入予定機器を用いた施術によって得られる効果の程度が現在行っている施術によって得られる効果と同等以上であることを明らかにするもの。

※ ア、イ、ウについては、客観的かつ合理的な資料を用いて疎明してください。

※ ウについては特に、主観的な申立てだけでは労働能率増進効果があると判断することはできませんので、客観的かつ合理的な資料を用いて疎明してください。

機器メーカーが作成した一般に公開している資料（カタログや取扱説明書、仕様書、ホームページ）や、導入予定機器メーカー以外の第三者機関が導入予定機器を用いて行った実証実験にかかる記録が客観的かつ合理的な資料の例として挙げられますが、一般的には前者よりも後者の方が客観性及び合理性が高いものと判断されます。メーカーの社内実験結果の評価だけでは客観的及び合理的な資料とはなりません。

なお、いずれも事業場の現在行っている施術と導入予定機器を用いた施術を比較したものであることが必要です。

機器更新について、更新前と更新後の機器の機能・性能により、同じ効果が得られる時間が短縮される場合には、その効果のメカニズムが客観的かつ合理的に証明されることが必要です。また、その効果によって労働者が直接行う業務の負担が軽減され、労働時間が短縮されることの疎明が必要です。

(2) HIFU（ハイフ）機器について

HIFU（High-Intensity Focused Ultrasound）とは、「高密度焦点式超音波」や「集束超音波」などとも呼ばれ、超音波を一点に集中させて発生するエネルギーにより、人体の表面を傷つけることなく、体内の特定部位に熱作用を生じさせる技術です。

消費者庁及び国民生活センターのホームページによると、エステサロン等でこのHIFU 機器による施術を受けて熱傷や神経損傷の危害を受けたという事例が報告されており、医師以外の者による HIFU 施術を受けないよう、注意喚起がなされています。

「HIFU 機器」とは、「HIFU やそれに類する超音波技術を応用したとする機器」の総称で、「HIFU」という用語の使用の有無や超音波の集束の方式、出力の程度等についてはとくに限定されていません。

当局では、この注意喚起を踏まえ、本助成金の審査において、導入予定機器が「HIFU やそれに類する超音波技術を応用したとする機器（集束した超音波で体内に熱作用を加える機器）」で、「医師以外の者による使用」が予定されている場合、「社会通念上、助成が適当でない」と判断させていただくこととしています。